

70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分			自己負担限度額（月額）		年間上限額
			3回目まで	4回目以降	
住民税課税世帯	所得901万円超	ア	270,300円	140,100円	168万円
			総医療費が901,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算		
	所得600万円超	イ	179,100円	93,000円	111万円
	901万円以下		総医療費が597,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算		
	所得210万円超	ウ	85,800円	44,400円	53万円
	600万円以下		総医療費が286,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算		
所得210万円以下		エ	61,500円	44,400円	53万円
住民税非課税世帯		オ	36,900円	24,600円	29万円

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額（月額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額（月額）		年間上限額	
		3回目まで	4回目以降		
3割	現役並所得者Ⅲ	270,300円	140,100円	168万円	
	（課税所得690万円以上）	総医療費が901,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算			
	現役並所得者Ⅱ	179,100円	93,000円	111万円	
	（課税所得380万円以上）	総医療費が597,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算			
	現役並所得者Ⅰ	85,800円	44,400円	53万円	
	（課税所得145万円以上）	総医療費が286,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算			
自己負担割合	所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）		年間上限額
			3回目まで	4回目以降	
2割	一般 （課税所得145万円未満等）	22,000円 （外来年間上限216,000円）	61,500円	44,400円	53万円
	低所得者Ⅱ	11,000円 （外来年間上限96,000円）	25,700円	24,600円	29万円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円		18万円

下記の場合などは、申請により高額療養費が支給されます。
申請書が届きましたら、忘れずに申請をお願いします。

- ・マイナ保険証を提示せず、所得区分を確認できるものを提示しなかった場合
- ・複数の医療機関を受診して限度額を超えた場合
- ・同一世帯所属者の自己負担額を合算して限度額を超えた場合 など